

## 一般会計等貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

自治体名: 蟹江町

会計: 一般会計等

(単位: 百万円)

科目名	金額	科目名	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	37,898	固定負債	10,273
有形固定資産	34,270	地方債	8,524
事業用資産	20,811	長期未払金	-
土地	14,018	退職手当引当金	1,739
立木竹	-	損失補償等引当金	-
建物	14,898	その他	10
建物減価償却累計額	-8,790	流動負債	972
工作物	881	1年内償還予定地方債	649
工作物減価償却累計額	-206	未払金	-
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	160
航空機	-	預り金	132
航空機減価償却累計額	-	その他	31
その他	-	負債合計	11,245
その他減価償却累計額	-	【純資産の部】	
建設仮勘定	11	固定資産等形成分	39,002
インフラ資産	13,029	余剰分(不足分)	-10,673
土地	6,014		
建物	161		
建物減価償却累計額	-85		
工作物	18,069		
工作物減価償却累計額	-11,269		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	139		
物品	1,584		
物品減価償却累計額	-1,155		
無形固定資産	48		
ソフトウェア	48		
その他	0		
投資その他の資産	3,580		
投資及び出資金	613		
有価証券	-		
出資金	613		
その他	-		
投資損失引当金	-		
長期延滞債権	49		
長期貸付金	11		
基金	2,908		
減債基金	-		
その他	2,908		
その他	3		
徴収不能引当金	-3		
流動資産	1,676		
現金預金	536		
未収金	38		
短期貸付金	63		
基金	1,041		
財政調整基金	877		
減債基金	164		
棚卸資産	-		
その他	-		
徴収不能引当金	-2		
資産合計	39,574	純資産合計	28,329
		負債及び純資産合計	39,574

## 一般会計等行政コスト計算書

自 平成30年4月1日  
至 平成31年3月31日自治体名:蟹江町  
会計:一般会計等

(単位:百万円)

科目名	金額
経常費用	9,796
業務費用	5,472
人件費	2,121
職員給与費	1,731
賞与等引当金繰入額	160
退職手当引当金繰入額	77
その他	154
物件費等	3,251
物件費	2,195
維持補修費	185
減価償却費	871
その他	-
その他の業務費用	100
支払利息	61
徴収不能引当金繰入額	5
その他	34
移転費用	4,323
補助金等	2,189
社会保障給付	1,094
他会計への繰出金	1,039
その他	1
経常収益	546
使用料及び手数料	102
その他	445
純経常行政コスト	9,249
臨時損失	16
災害復旧事業費	-
資産除売却損	16
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	-
その他	-
臨時利益	4
資産売却益	4
その他	0
純行政コスト	9,261

## 一般会計等純資産変動計算書

自 平成30年4月1日  
至 平成31年3月31日自治体名:蟹江町  
会計:一般会計等

(単位:百万円)

科目名	合計	固定資産等形成分	余剰分(不足分)
前年度末純資産残高	29,004	39,083	-10,079
純行政コスト(△)	-9,261		-9,261
財源	8,553		8,553
税金等	6,869		6,869
国県等補助金	1,685		1,685
本年度差額	-708		-708
固定資産等の変動(内部変動)		-114	114
有形固定資産等の増加		1,094	-1,094
有形固定資産等の減少		-885	885
貸付金・基金等の増加		607	-607
貸付金・基金等の減少		-929	929
資産評価差額	-	-	
無償所管換等	33	33	
その他	-	-	
本年度純資産変動額	-675	-81	-594
本年度末純資産残高	28,329	39,002	-10,673

## 一般会計等資金収支計算書

自 平成30年4月1日  
至 平成31年3月31日自治体名:蟹江町  
会計:一般会計等

(単位:百万円)

科目名	金額
<b>【業務活動収支】</b>	
業務支出	8,988
業務費用支出	4,512
人件費支出	2,038
物件費等支出	2,380
支払利息支出	61
その他の支出	33
移転費用支出	4,476
補助金等支出	2,342
社会保障給付支出	1,094
他会計への繰出支出	1,039
その他の支出	1
業務収入	9,073
税込等収入	6,874
国県等補助金収入	1,652
使用料及び手数料収入	102
その他の収入	444
臨時支出	2
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	2
臨時収入	0
業務活動収支	83
<b>【投資活動収支】</b>	
投資活動支出	1,665
公共施設等整備費支出	1,094
基金積立金支出	510
投資及び出資金支出	-
貸付金支出	61
その他の支出	-
投資活動収入	919
国県等補助金収入	32
基金取崩収入	820
貸付金元金回収収入	63
資産売却収入	4
その他の収入	-
投資活動収支	-746
<b>【財務活動収支】</b>	
財務活動支出	704
地方債償還支出	665
その他の支出	39
財務活動収入	1,406
地方債発行収入	1,406
その他の収入	-
財務活動収支	703
本年度資金収支額	39
前年度末資金残高	365
本年度末資金残高	404
前年度末歳計外現金残高	133
本年度歳計外現金増減額	-1
本年度末歳計外現金残高	132
本年度末現金預金残高	536

## 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### ② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ① 出資金

##### ア 市場価格のないもの……………出資金額

ただし、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年～50 年

工作物 6 年～60 年

物品 3 年～20 年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっております。）

##### ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取

引を除きます。)

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。  
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）  
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（蟹江町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産

として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10% 未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

## 2 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

土地取得特別会計

コミュニティ・プラント事業特別会計

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 -

連結実質赤字比率 -

実質公債費比率 3.8%

将来負担比率 42.6%

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 - 百万円

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 - 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

翌年度予算において、財産収入として措置されているもの

イ 内訳

該当なし

② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 8,613 百万円

③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模

7,189 百万円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	691 百万円
将来負担額	15,473 百万円
充当可能基金額	4,089 百万円
特定財源見込額	- 百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	8,613 百万円

- ④ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額  
41 百万円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 △912 百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	11,759 百万円	11,357 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	15 百万円	13 百万円
繰越金に伴う差額	365 百万円	-
会計間の繰入れ・繰出しの相殺消去に伴う差額	10 百万円	10 百万円
資金収支計算書	11,398 百万円	11,359 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（土地取得特別会計、コミュニティ・プラント事業特別会計）の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	83 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	32 百万円
未収債権額の増加（減少）	△12 百万円
減価償却費	△871 百万円
賞与等引当金繰入額（増減額）	△7 百万円
退職手当引当金繰入額（増減額）	76 百万円

徴収不能引当金繰入額（増減額）	1 百万円
資産除売却益（損）	△10 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	△708 百万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	- 百万円
一時借入金に係る利子額	- 百万円